平成３０年（フ）第５８２号
千葉県習志野市本大久保２丁目10番５号　サンハイツ大久保１－Ｄ号
債務者　鶴岡　正昭
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５８６号
千葉県浦安市富士見２丁目18番１－301号　ＳＫハイツ
債務者　南原　有紀
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１００号
相模原市緑区大島2204番地４　ネオシュトラーゼ201
債務者　高橋美希愛
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２１８号
相模原市南区下溝3018　特別養護老人ホームマナーハウス麻溝台、住民票上の住所相模原市南区相模台６丁目15番７－312号
債務者　佐野　壽子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２２号
神奈川県座間市東原４丁目18番12号　ステイタス21さがみ野203号
債務者　向井健太郎
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２４号
神奈川県座間市入谷１丁目1538番地の11　ニューライフ座間入谷寮
債務者　山本　利一
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２８号
相模原市緑区橋本４丁目８番20号　ロッシェル橋本Ⅲ１号棟202
債務者　濱　　正幸
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２９号
相模原市中央区水郷田名４丁目10番１－1102号
債務者　富塚　武典
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２３０号
相模原市中央区水郷田名４丁目10番１－1102号
債務者　富塚登美子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２４０号
相模原市中央区上溝７丁目36番18―108号
債務者　安光　省太
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１９号
愛知県江南市古知野町塔塚154番地　ルーム154　201号
債務者　大橋あかね
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１２４号
愛知県稲沢市祖父江町甲新田イ六58番地19
債務者　兒玉　昌也
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１２５号
愛知県一宮市平島１丁目16番１－708号　県営平島住宅
債務者　中村　一廣
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１２６号
愛知県一宮市東加賀野井字川原226番地
債務者　藤井　伸二
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１８０３号
大阪府門真市宮前町９番１号
債務者　中畑　幸也
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２９１号
大阪市平野区加美北５丁目９番５－208号
債務者　井堂　幸雄
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部